

○荊田町立小学校小規模特認校の取扱いに関する規程

平成28年3月25日

教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、通学区域外の児童を受け入れる特定の小規模校(以下「小規模特認校」という。)での教育を受けることを希望する保護者に対し、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第8条の規定に基づき、就学すべき小学校の指定を変更する取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校は、荊田町立片島小学校とする。

(入学又は転入学できる児童の数)

第3条 小規模特認校へ入学又は転入学できる児童の人数は、荊田町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、当該校長と協議して決定するものとする。

(入学又は転入学の時期及び期間)

第4条 小規模特認校に入学又は転入学する時期は、毎年4月1日を原則とする。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

2 小規模特認校への就学期間は、小学校卒業までとする。

3 児童又は保護者の事情により小規模特認校での就学が困難になった場合は、教育委員会は施行令第5条第2項の規定により就学すべき小学校を指定するものとする。

(入学又は転入学の申請)

第5条 小規模特認校へ入学又は転入学を希望する児童の保護者(以下「保護者」という。)は、小規模特認校入学(転入学)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

(入学又は転入学の条件)

第6条 児童及び保護者は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 通学しようとする小規模特認校の教育活動について理解し、協力できること。

(2) 通学に当たっては、保護者の負担と責任において行うこと。

(3) その他，教育委員会及び小規模特認校の指示に従うこと。

(審査及び結果通知)

第7条 教育委員会は，申請書を受け付けたときは，小規模特認校校長と協議のうえ，速やかに書類内容を審査する。

2 教育委員会は，審査結果について，保護者に小規模特認校入学(転入学)許可書(様式第2号)又は却下通知書(様式第3号)をもって通知するものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は，公布の日から施行する。

附 則(令和8年4月1日教育委員会告示第7号)

この告示は，令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

荏田町教育委員会 様

保護者氏名



小規模特認校入学（転入学）申請書

私は、下記の者を小規模特認校である片島小学校に入学（転入学）させたいので、許可されるよう申請いたします。

記

児童	氏名		保護者との続柄	
	生年月日	年 月 日		
保護者	住所			
	氏名			
	連絡先	① 自宅 — — ② 携帯 — —		
学校	居住地の学校		学 年	
	申請学校		学 年	
理由				

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

荏田町教育委員会 図

小規模特認校入学（転入学）許可書

申請のあった小規模特認校への入学（転入学）を許可します。

記

児 童	氏 名	
	生年月日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	氏 名	
特 認 校・学 年		
就 学 許 可 期 間		
遵 守 事 項		1 通学する小規模特認校の教育活動に賛同すること。 2 通学にあたっては、保護者の負担と責任において行うこと。 3 小学校卒業まで通学すること。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

荏田町教育委員会 図

却 下 通 知 書

申請のあった小規模特認校への入学（転入学）については、下記理由により却下します。

記

却下理由

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)